

23.2.23

大臣官 (林務部 達井)

農閣第 請 議 案

森林火災國營保險審査会令を制定する必要があるので、別紙政令案並びに理由を添えて、閣議を請ふ。

昭和二十三年八月 日

農林大臣 永江 一夫

内閣總理大臣 芦田 均殿

農 林 省

内閣は、森林火災國營保險法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二條第三項の規定に基き、こゝに森林火災國營保險審査会令を制定する。

森林火災國營保險審査会令

（権限）

第一條 森林火災國營保險審査会（以下審査会という）は、林野局長官の監督に屬し、森林火災國營保險法第二十二條第一項の規定により、森林火災保險に關する事項を審査する。

農 林 省

（組織）

第二條 審査会は、会長一人委員八人をもつて、これを組織する。

第三條 会長は、林野局長官をもつて、これに充てる。

会長に事故があるときは、会長の指名する委員が、その職務を代行する。

（委員）

第四條 委員は、左に掲げる者をもつて、これに充てる。

一 林野局林政部長及び林務部長

二 學識経験のある者 六人

第五條 前條^現第二号の規定による委員は、林野局長官の申出^セにより農林大臣が、これを委嘱する。

前條第二号の規定による委員の任期は三年とする。但し補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

前條第二号の規定による委員は、特別の事由^イある場合には、任期中でも、これを解嘱することができる。

(会議)

第六條 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

農 林 省

審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査の決定)

第七條 審査会は、審査をしたときは、左の事項を記載した決定書を請求者に交付しなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名稱及び住所
- 二 審査の目的たる保険の表示
- 三 会議の日時及び出席委員の氏名
- 四 事實及び争點の要旨

五 審査決定の趣旨

六 審査決定の理由

七 審査決定の年月日

2 審査の決定書の原本は、会長の指名した委員がこれを作成し、会長及び出席委員全員がこれに署名捺印^しなければならぬ。

(幹事及び書記)

第八條 審査会に、幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、林野局の職員の中^中から、林野局長官の申出^ハにより農林大臣がこれを命ずる。

農 林 省

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

理由

森林火災國營保險法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二條の規定によつて、森林火災國營保險審査会の組織を定める必要があるためである。

農
林
省

(受信會券)

23.11.15

農閣第

号

議

案

森林火災國營保護審査会令を制定する必要があるので、別紙政府
案並びに理由を添えて、閣議を請う。

昭和二十三年 月 日

農林大臣 周 東 英

内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

農 林 省

(統計印並印付)

政令第 七 号

内閣は、森林火災國營保險法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二條第三項の規定に基き、ここに森林火災國營保險審査会令を制定する。

森林火災國營保險審査会令

（権限）

第一條 森林火災國營保險審査会（以下「審査会」という）は、林野局長官の監督に屬し、森林火災國營保險法第二十二條第一項の規定により森林火災保險に關する事項を審査する。

農 林 省

（組織）

第二條 審査会は、会長一人及び委員八人をもつて、これを組織する。

第三條 会長は、林野局長官をもつて、これに充てる。

会長に事故があるときは、会長の指名する委員が、その職務を代行する。

（委員）

第四條 委員は、左に掲げる者をもつて、これに充てる。

一 林野局林政部長及び林野局林務部長

二 學識経験がある者

六人

2 前項第二号の規定による委員は、林野局長官の申出により農林大臣が、これを委嘱する。

第五條 前條第二号の規定による委員の任期は三年とする。但し補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前條第二号の規定による委員は、^{左の各号の一に該当す}特別の事由がある場合には、任期中でも、これを解嘱することができる。

一 故意に職務を怠つた場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐

農 林 省

えない場合

三 刑事事件に關し起訴された場合

第六條 農林大臣は、毎年度予算の範圍内^内において、委員に對して^計手当を支給することができる。但し、官吏である委員に對しては、この限りでない。

(會議)

第七條 審査会の會議は、委員の過半數が出席しなければ、これを開くことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半^数でこれを決し、可否同^数のときは、会長の決するところによる。

(審査の決定)

第八條 審査会は、審査をしたときは、左の事項を記載した決定書を請求者に交付しなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名稱^稱及び住所
- 二 審査の目的たる保険の表示
- 三 会議の日時及び出席委員の氏名
- 四 事實^実及び争^争議の要旨

農 林 省

五 審査決定の趣旨

六 審査決定の理由

七 審査決定の年月日

2 審査の決定書の原本は、会長の指名した委員がこれを作成し、会長及び出席委員全員がこれに署名^押し、印を押^しなければならぬ。

(幹事及び書記)

第九條 審査会に、幹事^人及び書記^人を置く。

(統計印用印行)

2 幹事及び書記は、林野局の職員の中から、林野局長官がこれを命ずる。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

農
林
省

理由

森林火災國營保險法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二條の規定によつて、森林火災國營保險審査会等を定める必要があるからである。

農
林
省

(統計局印刷)

政令第 号

森林火災国営保険審査会令

内閣は、森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二
条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

（権限）

第一条 森林火災国営保険審査会（以下「審査会」という）は、農林
大臣の監督に属し、森林火災国営保険法第二十二條第一項の規定によ
り森林火災保険に関する事項を審査する。

（組織）

第二条 審査会は、会長一人及び委員八人をもつて組織する。

24.2.17. 次官會議

第三条 会長は、農林大臣をもつて充てる。

会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代行する。

（委員）

第四条 委員は、左に掲げる者について林野局長官の申出により農林大
臣が任命し、又は委嘱する。

- 一 林野局の一級の職員 二人
- 二 学識経験がある者 六人

第五条 前条第二号の規定による委員の任期は、三年とする。但し補
欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第二号の規定による委員は、左の各号の一に該当する場合に
は、任期中でも、これを解任し、又は解職することができる。

一 故意に職務を怠つた場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪え

ない場合

三 刑事事件に關し起訴された場合

第六條 農林大臣は、毎年度予算の範囲内で政府職官の新給与に關す

る法律（昭和三十二年法律第四十六号）第二十八條の規定に基く手
当を支給することができる。但し、官吏である委員に対しては、こ
の限りでない。

2 農林大臣は、予算の定める範囲内で、委員に旅費その他職務の遂
行に伴う経費を支給することができる。

（会議）

第七條 評議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くこと
ができない。

2 評議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否全效のと

きは、会長の決するところによる。

(審査の決定)

第八條 審査会は、審査をしたときは、左の事項を記載した決定書を請求者に交付しなければならぬ。

- 一 請求者の氏名又は名跡及び住所
- 二 審査の目的たる條條の表示
- 三 会議の日時及び出席委員の氏名
- 四 意見及び争点の要旨
- 五 審査決定の趣旨

六 審査決定の理由

七 審査決定の日

2 審査の決定書の原本は、会長の指名した委員が作成し、会長及び出席委員全員がこれに署名押印しなければならぬ。

(庶務)

第九條 審査会の庶務は、農林省林野局において処理する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二条の規定によつて、森林火災国営保険審査会等を定める必要があるからである。

参照

昭和十二年法律第二十五号

森林火災国営保險法

第二十二條 保險契約者被保險者又ハ保險金ニ付權利ヲ有スル者ガ森林

火災保險ニ関スル事項ニ付政府ニ対シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ森林

火災国営保險審査会ノ審査ヲ経ルコトヲ要ス

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

森林火災国営保險審査会ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

24. 2. 21
2. 25 周改

農林省 案

森林火災損害賠償審査法令を制定する必要があるため、別紙政令案並びに理由を添えて、閣議を請う。

昭和二十四年 月 日

農林大臣

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

農 林 省

(統計印刷用)

森林火災国富保險審査会令

内閣は、森林火災国富保險法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二條第三項の規定に基き、この政令を制定する。

（権限）

第一條 森林火災国富保險審査会（以下「審査会」といふ）は、森林大臣の監督に属し、森林火災国富保險法第二十二條第一項の規定により森林火災保險に關する事項を審査する。

（組織）

農 林 省

第二條 審査会は、会長一人及び委員八人をもつて組織する。

第三條 会長は、森林大臣をもつて充てる。

委員は、^二会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代行する。

（委員）

第四條 委員は、左に掲げる者について林野局長官の申出により、森林大臣が任命し、又は委嘱する。

- 一 林野局の一般の職員 二人

- 二 学識経験がある者 六人

第五條 前条第二号の規定による委員の任期は、三年とする。但し、
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第二号の規定による委員は、左の各号の一に該当する場
合には、任期中でも、これを解任し、又は解職することができる。

一 故意に職務を怠つた場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪
えない場合

三 刑事事件に關し起訴された場合

農 林 省

第六條 農林大臣は、毎年度予算の範圍内で政府職員の新給与に關
する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第二十八条の規定に基
く手当を支給することができる。但し、官吏である委員に対して
は、この限りでない。

2 農林大臣は、予算の定める範圍内で、委員に旅費その他職務の
遂行に伴う費用を支給することができる。

（會議）

第七條 審査会の會議は、委員の過半数が出席しなければ、開くこ
とができない。

(註記印影印行)

二 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否全数のときは、会長の決するところによる。

(審査の決定)

第八条 審査会は、審査をしたときは、左の事項を記載した決定書を請求者に交付しなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 審査の目的たる保険の表示
- 三 会議の日時及び出席委員の氏名

農
林
省

四 争突及び争点の要旨

五 審査決定の趣旨

六 審査決定の理由

七 審査決定の年月日

八 審査の決定書の原本は、会長の指名した委員が作成し、会長及び出席委員全員がこれに署名押印しなければならない。

(庶務)

第九条 審査会の庶務は、農林省林野局において処理する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

農
林
省

(統計印刷印行)

理由

森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二条の規定によつて、森林火災国営保険審査会等を定める必要があるからである。

農
林
省

(統計印刷局行)

参照

昭和十二年法律第二十五号

森林火災損害保険法

第二十二条 保険契約者被保険者又ハ保険金ニ付權利ヲ有スル者ガ
 森林火災保險ニ關スル事項ニ付政府ニ対シテ民事訴訟ヲ提起スル
 ニハ森林火災損害保險審査会ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス
 前項ノ審査ノ請求ハ時刻ノ中断ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看
 做ス

農 林 省

森林火災損害保險審査会ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム